



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

- 規則
  - \*77 生活福祉資金貸付事業補助規則の一部を改正する規則 (福祉保健総務課)
- 告示
  - 1082 平成19年度ダイオキシン類特定施設行政検査(排出基準適合状況調査)業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (環境管理課)
  - 1083 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
  - 1084 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
  - 1085 生活保護法による医療機関の指定 ( " )
  - 1086 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿社会推進課)
  - 1087 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定 ( " )
  - 1088 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 ( " )
  - 1089 身体障害者福祉法による指定医師の辞退 (障害福祉課)
  - 1090 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 ( " )
  - 1091 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 ( " )
  - 1092 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)
  - 1093 換地を定めない土地の指定 (農村計画課)
  - 1094 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 訓令
  - \*51 出勤簿取扱規程の一部を改正する訓令 (人事課)
- 公告
  - 軽油引取税免税証の無効 (税務課)
  - 入札公告 (環境管理課)
  - 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
  - " ( " )
  - 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律による制限区域の設定 (管理整備課)

## 規 則

和歌山県規則第77号

生活福祉資金貸付事業補助規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年9月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

生活福祉資金貸付事業補助規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業補助規則(昭和36年和歌山県規則第77号)の一部を次のように改正する。

第2条中「又は失業者」を「、失業者又は要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第6条第2項に規定する要保護者をいう。)」に改める。

第5条第4号中「離職者支援資金」の次に「及び要保護世帯向け長期生活支援資金」を加え、同条第6号中「郵便貯金又は」を削る。

別表第1項中「、住宅資金」を削り、「離職者支援資金」の次に「とし、第5号に掲げる世帯に貸し付ける資金の種類は、要保護世帯向け長期生活支援資金」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) 要保護世帯 次に掲げる事項のいずれにも該当する世帯

ア 借入申込者(資金の貸付けを受けようとする者をいう。以下同じ。)が単独で概ね500万円以上の資産価値の居住用不動産(借入申込者の配偶者と連帯して資金の貸付けを受けようとする場合に限り、当該配偶者と共有している不動産を含む。)を所有していること。

イ 借入申込者が所有している居住用不動産に賃貸借等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと。

ウ 借入申込者及びその配偶者が原則として65歳以上であること。

エ 借入申込者の属する世帯が、要保護世帯向け長期生活支援資金を利用しなければ、法による保護を受けることが必要となる世帯であると保護の実施機関(法第19条第4項に規定する保護の実施機関をいう。)が認めた世帯であること。

別表第3項中「、住宅資金」を削り、同項の表福祉資金

の項中 「 3年以内

「 3年以内  
住宅を増築し、

を  
改築し、拡張し、補修し、保全し、又は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を譲り受けるのに必要な貸付けにあっては7年以内

第2条第2号に規定する公営住宅を譲り受ける場合  
250万円

に改め、同表中住宅

住宅を増築し、改築し、拡張し、補修し、保全し、又は公営住宅法

資金の項を削り、長期生活支援資金の項の次に次のように加える。

要保護世帯向け長期生活支援資金	土地の評価額に基づき定められた額		貸付元利金（貸付金とその利子を合計した土地金額をいう。）が貸付限度額に達するまでの期間
-----------------	------------------	--	---------------------------------------------

別表第3項の表中緊急小口資金の項を次のように改める。

緊急小口資金	10万円	2月以内	4月以内 5万円を超える貸付けにあっては8月以内
--------	------	------	-----------------------------

別表第3項の表修学資金の項中「修学支度費」を「就学支度費」に改める。

別表第6項中「長期生活支援資金」の次に「及び要保護世帯向け長期生活支援資金」を加える。

別表第7項中「長期生活支援資金」の次に「及び要保護世帯向け長期生活支援資金」を加え、「療養・介護資金」を「療養・介護等資金」に改める。

別表第11項第1号中「支度費若しくは技能修得費、障害者更生資金のうち支度費若しくは技能修得費」を「技能習得費、福祉資金のうち福祉費（就職し、又は技能を習得するために必要な支度をするための経費として貸し付けるものに限る。）」に、「修得し」を「習得し」に改め、同項第2号中「緊急小口資金」の次に「及び要保護世帯向け長期生活支援資金」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の生活福祉資金貸付事業補助規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。ただし、第5条第6号の改正規定は、平成19年10月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1082号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき平成19年度ダイオキシン類特定施設行政検査（排出基準適合状況調査）業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成19年9月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

平成19年度ダイオキシン類特定施設行政検査（排出基準適合状況調査）業務

(2) 業務の内容等

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者の資格に関する事項

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成19年9月11日（火）現在において、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への

参加を排除されている者ではないこと。

- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 環境省が実施するダイオキシン類請負調査の受注資格審査で、平成19年度に試料採取を含むGC/MS法による排出ガスのダイオキシン類の測定を伴う請負調査の受注資格があると認められた者であること。

3 入札に参加する者の資格の確認に関する事項

(1) この一般競争入札に参加する者の資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 一般競争入札参加資格審査申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
- エ 印鑑証明書(法人にあっては法務局、個人にあっては市町村のそれぞれ発行するもので発行後3か月を経過していないものに限る。)
- オ 財務諸表(直近2か年分で、法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)
- カ 使用印鑑届
- キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの(和歌山県が課する税が課税されていない者で、県外に主たる営業所を有する者には、主たる営業所の所在地のある都道府県の納税証明書)
  - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
  - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
  - (ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税(個人にあっては、直近1年度分の市町村民税)
- ク 誓約書
- ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- コ 環境省が実施するダイオキシン類請負調査の受注資格審査の結果通知の写し

(2) (1) のイからクまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う競争入札にかかる参加資格審査申請の審査を経て、現に有効な競争入札に参加する資格を有する旨の通知書を交付されている者には、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、県が示す仕様書及

びこれらの用紙は、平成19年9月7日(金)から平成19年9月14日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く毎日午前10時から午後4時までにの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成19年9月7日(金)から平成19年9月18日(火)までの間に、和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成19年9月11日(火)から平成19年9月18日(火)までの休日を除く毎日午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
郵便番号 640-8585  
電話番号 073-441-2688  
ファクシミリ番号 073-441-2689

6 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成19年9月25日(火)までに通知する。

7 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成19年9月28日(金)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成19年10月2日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1083号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年10月17日まで縦覧に供する。

平成19年9月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日  
平成19年8月17日
- 2 名称  
特定非営利活動法人松下幸之助さんを讃える会
- 3 代表者の氏名  
中村利男
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山市狐島64番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、和歌山の郷土と県民に対して、郷土の先覚者、松下幸之助翁の素晴らしい発想、理念、経営、を顕彰し、和歌山再生の為に、知恵の創造に寄与することを目的とする。

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
日医 32-25	森上医院	日高郡みなべ町北道18 2番地	平成 19.6.17

和歌山県告示第1085号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年9月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
西医 146-19	森上医院	日高郡みなべ町北道18 2番地	平成 19.8.16

和歌山県告示第1084号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年9月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1086号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年9月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3071000685	株式会社城之内デ イサービス	橋本市野字城之内 236-2	嶋桂子	城之内居宅介護 支援事業所	橋本市野字城之内2 36-2	居宅介護支援	平成 19.9.1 平成 25.8.31

和歌山県告示第1087号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したの

で、同法第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成19年9月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070105774	株式会社明成	和歌山市市小路13 2番地の15	神農智也	ライフケアそよ かぜ	和歌山市市小路132 番地の15	介護予防訪問 介護	平成 19.9.1 平成 25.8.31

和歌山県告示第1088号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護

予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成19年9月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070106061	アプリ株式会社	和歌山市有本458番地9	太田雅夫	アプリ株式会社訪問介護事業部	和歌山市有本458番地9	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.9.1 (平成25.8.31)
3070106087	株式会社コミュニティネット	和歌山市北中島1丁目6番17号	田邊仁実	あっとケア宮前サービスステーション	和歌山市北中島1丁目6番17号	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.9.1 (平成25.8.31)
3070106046	株式会社つぼみ	和歌山市坂田744番地の32	奥幸博	つぼみ介護サービス	和歌山市坂田744番地の32	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.9.1 (平成25.8.31)
3071000677	社会福祉法人相和会	伊都郡かつらぎ町大字柏木字平山東尾848番地	平井ヨリコ	ヘルパーステーションかつらぎ乃里	橋本市東家五丁目2番32地の5	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.9.1 (平成25.8.31)
3070106053	有限会社プランニングレリーフ	和歌山市手平3丁目1-39	岡田将典	デイサービスステーション華菜	和歌山市広原11-5	通所介護・介護予防通所介護	平成19.9.1 (平成25.8.31)
3071000693	医療法人岡田整形外科	橋本市市脇一丁目45番地2	岡田正	岡田整形外科リハビリテーションセンター	橋本市市脇一丁目45番地2	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平成19.9.1 (平成25.8.31)
3070106079	アプリ株式会社	和歌山市有本458番地9	太田雅夫	アプリ株式会社福祉用具事業部	和歌山市有本458番地9	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成19.9.1 (平成25.8.31)
3070106095	株式会社コミュニティネット	和歌山市北中島1丁目6番17号	田邊仁実	あっとケア福祉用具事業所	和歌山市北中島1丁目6番17号	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成19.9.1 (平成25.8.31)

和歌山県告示第1089号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

平成19年9月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞退年月日
川崎健輔	眼科	独立行政法人	田辺市たきな	平成

国立病院機構 南和歌山医療 センター	い町27-1	19.6.29
--------------------------	--------	---------

和歌山県告示第1090号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年9月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
3010120107	ライフケアそよかぜ	和歌山市市小路132番地の15	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	株式会社明成	和歌山市市小路132番地の15	平成 19.9.1	平成 25.8.31
3010120115	アプリ株式会社訪問介護事業部	和歌山市有本458番地9	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	アプリ株式会社	和歌山市有本458番地9	平成 19.9.1	平成 25.8.31
3011500133	株式会社あすなる	有田市港町231番地55	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	株式会社あすなる	有田市港町231番地55	平成 19.9.1	平成 25.8.31
3012000133	ヘルパーステーション中紀	御坊市藤田町吉田324番地の1	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	医療法人裕紫会	和歌山市鳴神123番地の1	平成 19.9.1	平成 25.8.31

和歌山県告示第1091号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成19年9月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
3010100752	和歌山ケアマネージャーの会訪問介護事業部カーム	事業所の所在地	和歌山市吹屋町4丁目9-1	和歌山市舟津町三丁目32-3 パレロワイヤル舟津1階	平成 19.5.21
3011700063	皆楽園第2ヘルパーステーション	事業所の所在地	紀の川市上野5-3	紀の川市重行31	平成 19.5.19
3011700121	紀の川市社会福祉協議会介護サービス南事業所	事業所の名称	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会桃山支所	紀の川市社会福祉協議会介護サービス南事業所	平成 19.7.1
3011700113	紀の川市社会福祉協議会介護サービス北事業所	事業所の名称	社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会打田支所	紀の川市社会福祉協議会介護サービス北事業所	平成 19.7.1
3011000050	ヘルパーステーション・はるす	事業所の所在地	橋本市御幸辻176番地の1	橋本市岸上563番地の1	平成 19.7.17
3012000091	ヘルパーステーションキタデ	事業所の所在地	御坊市湯川町財部728-4	御坊市藪98-3	平成 19.3.1
3012200287	ライフサポート・ゆにおん	事業所の名称	龍神ユニオン	ライフサポート・ゆにおん	平成 19.7.1
3012300020	さくらそう新宮	事業所の所在地	新宮市船町三丁目2番地の6	新宮市池田3-1-6	平成 19.3.1

和歌山県告示第1092号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2) 連絡先の電話番号(3) 大規模小売店舗の名称

(4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成19年9月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)オークワメッサ西高松店  
和歌山市西高松一丁目278番14
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣  
和歌山市中島185番地の3
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣  
和歌山市中島185番地の3  
株式会社オー・エンターテイメント 代表取締役 堀江邦彦  
大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成20年4月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,267㎡
- 6 駐車場の収容台数  
160台
- 7 駐輪場の収容台数  
122台
- 8 荷さばき施設の面積  
105㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
21.0㎥

- 10 開店時刻及び閉店時刻  
24時間
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
3箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時～午後10時
- 14 届出年月日  
平成19年8月28日
- 15 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
和歌山市まちづくり局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成19年9月7日から平成20年1月7日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1093号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を、平成19年8月23日付けて換地を定めな

い土地として指定したので、その旨を公告する。

平成19年9月7日 和歌山県知事 仁坂吉伸

市町村	大字	字	地番	地目	用途	地積 ㎡	摘要
御坊市	名田町楠井	新出	868	畑	畑	582	
御坊市	名田町楠井	新出	853-3	畑	畑	731	
御坊市	名田町楠井	新出	853-1	山林	畑	385	
御坊市	名田町楠井	小濱	965	畑	畑	289	
御坊市	名田町楠井	小濱	966	畑	畑	534	
御坊市	名田町楠井	新出	854-2	畑	畑	337	
御坊市	名田町楠井	新出	851-1	山林	畑	751	
御坊市	名田町楠井	新出	851-4	畑	畑	683	

和歌山県告示第1094号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年9月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

2949	御坊市湯川町 小松原字瀬崎 坪597番3の一部、597番2の一部	御坊市島316番地 細川巧	平成 19.8.28	6.00 { 6.11	74.57
------	----------------------------------------	------------------	---------------	-------------------	-------

指定 番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル

訓 令

和歌山県訓令第51号

庁中一般  
各地方機関

出勤簿取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年9月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

出勤簿取扱規程の一部を改正する訓令

出勤簿取扱規程（昭和30年和歌山県訓令第606号）の一部を次のように改正する。

第4条第17号中「第9条」を「第19条」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年9月7日から施行する。

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成19年8月11日以降無効とする。

平成19年9月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
100リットル券	船舶	1881179 } 1881183	5枚	平成19年3月5日から 平成19年8月31日まで	和歌山県税事務所	平成19年8月11日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

入 札 公 告

平成19年度ダイオキシン類特定施設行政検査（排出基準適合状況調査）業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年9月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び事業番号

平成19年度環管第2号

(2) 委託業務名

ダイオキシン類特定施設行政検査（排出基準適合状況調査）業務

(3) 業務委託内容

仕様書による。

(4) 業務履行の場所

和歌山県が指定する場所

(5) 委託業務期間

契約締結日から平成20年3月21日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成19年和歌山県告示第1082号に規定する委託業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

(2) 日時

平成19年9月7日（金）から平成19年9月14日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く毎日午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

4 仕様書を交付する場所及び日時等

(1) 仕様書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する仕様書に対して質問のある者は、和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に対して平成19年9月18日（火）午後4時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に対して平成19年9月18日（火）午後4時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1



和歌山県庁南別館3階 防災対策室A

イ 入札日時

平成19年10月4日(木)午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に係るのない和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2688

ファクシミリ番号 073-441-2689

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年9月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画用途地域の変更

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

みなべ町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたの

で、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年9月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画の種類及び名称

南部都市計画下水道（南部町公共下水道）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

公 告

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第33条第1項及び第41条第1項の規定により重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設及び特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域を次のように設定した。

平成19年9月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 新宮港佐野第3号岸壁埠頭保安規程

(1) 承認日 平成19年8月24日

(2) 制限区域

港湾名	地区名	制限区域
新宮港	佐野地区	佐野第3号岸壁及び障壁で囲まれた陸域

2 新宮港国際水域施設水域保安規程

(1) 変更承認日 平成19年8月24日

(2) 制限区域

港湾名	地区名	制限区域
新宮港	佐野地区	佐野第3号岸壁前面から65メートルの水域